

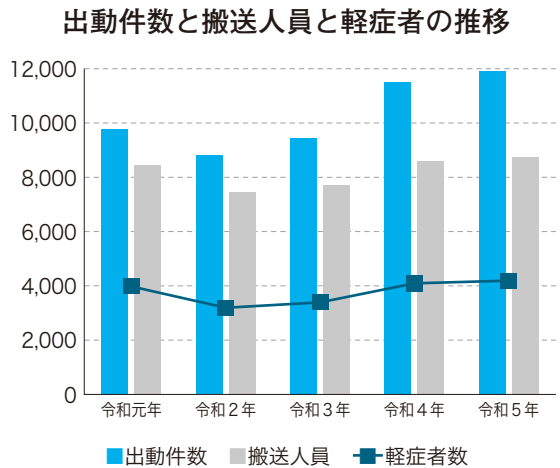


救急車の適正利用 ご理解とご協力をお願いします

救急車を呼んでいいか判断に迷ったら、「救急安心電話相談#7119」「こども急病電話相談#8000」をご利用ください。また、本市消防本部では、救急車(119番)を利用する程でもないが、病院に連れて行きたいときに利用できる患者等搬送事業者(民間救急)を認定していますので、ご活用ください。お問い合わせは、消防本部警防課☎459-7804へ。

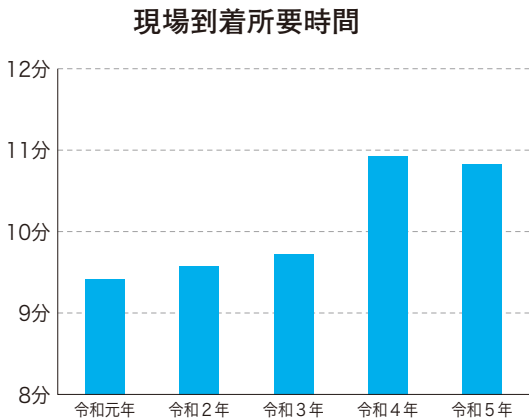
救急出動件数と搬送人数は 過去最多を更新しました

本市消防本部では、平成29年4月1日から常時6台の救急車を稼働させ、日々の救急要請に対応しています。令和5年の救急出動件数は11,911件、搬送人員は8,749人で、ともに過去最多を記録しました。



救急出動が重なると、近くに待機しているはずの救急車が出動している場合があります、遠くから別の救急車が出動することになります。そのため、現場到着までに時間を要してしまい、生命の危険が及んでいる傷病者への対応が間に合わなくなる可能性があります。

救急車は、生命の危険が及んでいる傷病者を迅速に病院へ搬送する手段として、重要な



共有財産です。

明らかな軽いケガや、症状が軽く緊急性のない場合であれば、公共交通機関などを利用するようにお願いします。

判断に迷ったら電話相談を活用しましょう

救急車を呼んでいいか判断に迷った時は、「救急安心電話相談#7119」「こども急病電話相談#8000」をご利用ください。

救急車(119番)を利用する程でもないが、病院に連れて行きたい時などは、患者等搬送事業(民間救急)をご活用ください。本市消防本部では、市内1事業者を患者等搬送事業(民間救急)として認定しています。詳しいサービス内容や費用などは、右下のコードから事業者を確認し、直接事業者へお問い合わせください。

※救急車とは違い、緊急走行や医療行為は行いません(応急処置のみ)



危険なブロック塀の撤去費用を補助します

危険コンクリートブロック塀等撤去費補助制度

市では、地震によって倒壊するおそれのある危険なコンクリートブロック塀などの撤去費の一部を補助する制度(八千代市危険コンクリートブロック塀等撤去費補助制度)を設けています。



▲ホームページ

申請しようとするコンクリートブロック塀などが補助対象か確認するため、事前相談が必要です。補助を受けたい人は、撤去工事の契約前にお問い合わせください。

■対象者 コンクリートブロック塀などを所有している人

■申請期間 12月20日(金)まで

■補助金額 撤去工事に係る費用の3分の2または、撤去する面積に1㎡当たり6,000円を乗じた額のいずれか少ない額。補助限度額は10万円まで。

■申請条件 次のすべてに該当する危険コンクリートブロック塀などが対象。

道路に面している塀、または避難地に隣接する塀(避難地境界に接する部分に限る)で、事前相談による市の調査の結果、補助対象と判断されたもの。

点検や施工で分からないことは専門家へ

▶点検について

(公社)千葉県建築士事務所協会

☎043-224-1640

(一社)千葉県建築士会八千代支部

☎409-0831

▶施工について

八千代市建設業協会☎483-1771

▶点検や施工について

(公社)日本エクステリア建設業協会

☎0475-52-2334

お問い合わせは、
建築指導課☎421-6774へ

募集

送付用封筒に掲載する有料広告

市の送付用封筒に掲載する広告を募集します。

▼掲載する封筒の用途 市民税・県民税納税通知書送付用、再発行納付書送付用 ▼掲載期間 7年4月から1年間 ▼掲載位置と規格 封筒の裏面。縦55mm×横120mm ▼掲載料 封筒1枚当たり単価1円以上とし、単価に印刷枚数(5万4500枚)を乗じて消費税を加算した額 ▼募集枠数 1枠 ▼申し込み 「市税封筒有料広告掲載募集要領」を確認の上、9月30日(月)(消印有効)までに指定の申込用紙を市役所納税課に持参または郵送してください。申込用紙、募集要領は納税課窓口で配布します。市ホームページからダウンロードもできます。広告の作成に係る費用は自己負担です。

(納税課☎(421)6726)

台風・豪雨に備えて農業用ハウスなどの点検・補修を行いましょ

近年、頻発する豪雨や雹、台風などの自然災害により、農業用ハウスなどに大きな被害が発生しています。想定外の自然災害に備え、事前に対策を行いましょ。

▲災害被害防止チェックシート

▲各種保険

▲千葉県農業用ハウス災害被害防止マニュアル

(農政課☎(421)6764)

世帯等を対象とした給付金(7~10万円)の対象となった世帯」は対象外です。また、こども加算は、①・②に該当する世帯のうち、18歳以下の児童がいる世帯が対象です。

①6年度分の個人住民税において、新たに個人住民税均等割が非課税となった人のみで構成されることとなった世帯(新たな非課税世帯)、②6年度分の個人住民税において、新たに個人住民税所得割が課税されていない人のみで構成されることとなった世帯で①を除く世帯(新たな均等割のみ課税世帯) ▼申請方法 対象世帯には書類が届きます。返送が必要な書類が届いた場合は、申請期間内に提出してください。ただし、未申告の人がいる場合や、1月以降に2回以上市町村をまたぐ引越しをした人がいる場合は、書類は届きません。支給希望の場合は、コールセンターへお問い合わせください。 ※6年6月3日以降に子ども連れで離婚をされたなど、世帯状況の変化に伴い①②の状況になった世帯も、書類は届きませんので、コールセンターにお問い合わせのうえ、直接窓口か郵送にて必要書類を提出してください ▼申請期間 ①②いずれも9月末まで(当日消印有効)。給付金についての問い合わせは給付金窓口・コールセンター☎(421)6746(土曜・日曜日、祝日を除く午前9時~午後5時)